

令和7年産米
ボーナス加算（出荷契約加算金）の
ご案内

令和7年産米
JA出荷で
300円/袋
のボーナス加算
※条件があります

JA兵庫西は、令和7年産米の集荷対策として、**主食用うるち米全品種を対象に、仮渡金+『ボーナス加算』の取組みを実施**いたします。
仮渡金については、米穀情勢を十分に精査し、精一杯の単価を設定いたします。（ボーナス加算はうるち米（買取）・酒米・もち米・水田活用米穀を除きます。）

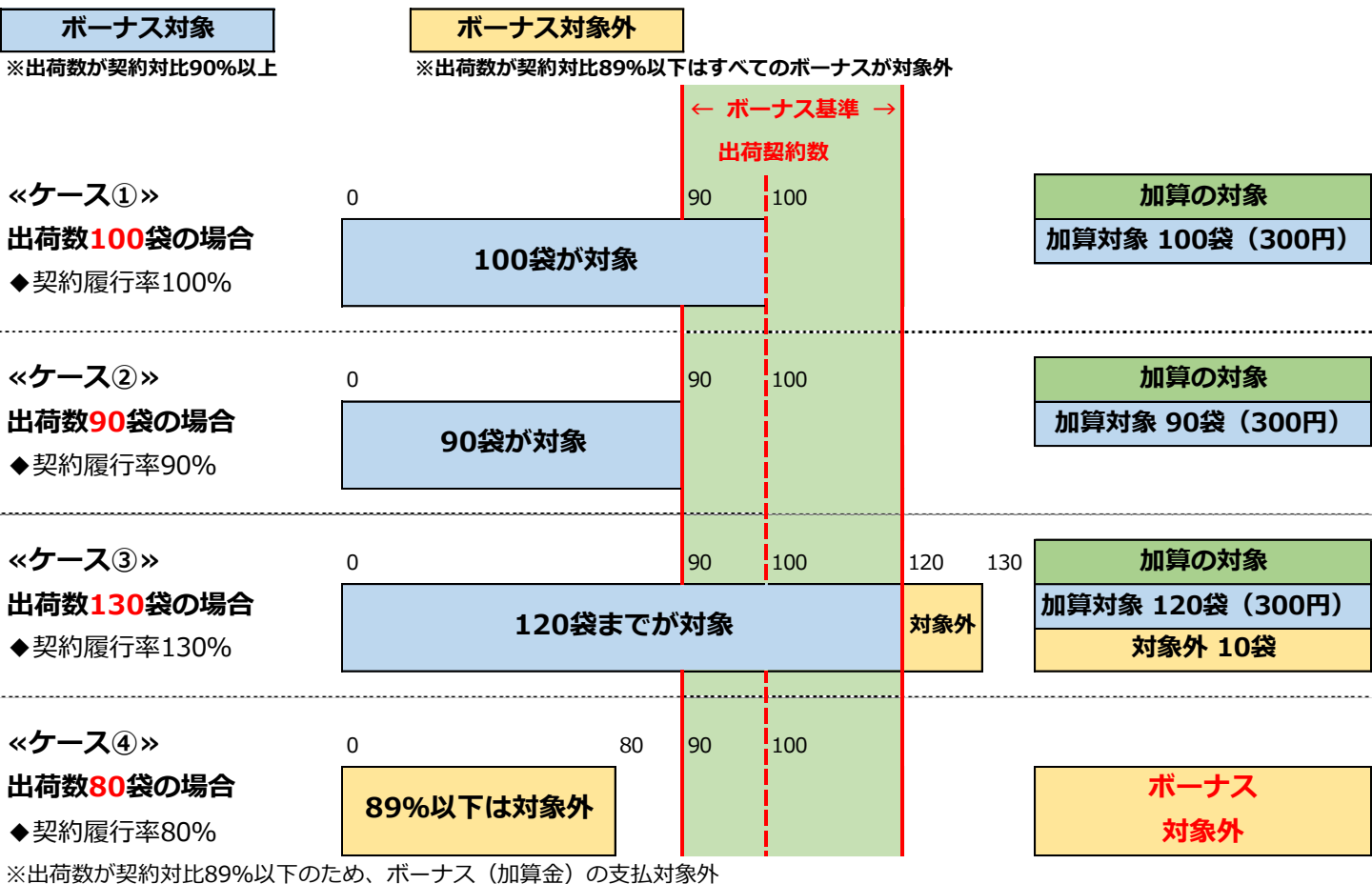
確実に出荷頂ける適正数量での出荷契約にご協力ください！

品 種	JA米 うるち米全品種 （酒米・もち米は対象外 / 地場出荷及び施設出荷）
対象数量	令和7年産 JA出荷米 （水田活用米穀を除く） 農産物検査で1～3等に格付されたお米 （2・3等米も加算の対象！） * 契約数量は期限までに提出された出荷契約書の数量が対象 * 出荷数量は生産年12月末までに農産物検査を受けたものが対象 ただしJA施設出荷分は、調整払数量（袋単位）とし、袋以下の端数は切捨
支払条件	出荷契約数量に対して出荷実績が90%以上となる場合 出荷数が契約対比90%を切るとボーナス（加算金）の支払対象外になりますのでご注意ください！
加算対象	出荷契約 比率120%まで の出荷分 ・出荷契約数に対して出荷数が90%以上が対象で出荷契約数の120%分までボーナス対象
加算単価	出荷数 1～120% : 300円/袋（税込）
そ の 他	* 作況指数等を考慮し加算金支払基準を変更する場合があります。 * 加算金の支払いは生産翌年3月を予定しています。

出荷契約算出計算について
圃場がある地域水稻基準反収または、昨年の実反収を参考に計算してください。

令和7年産米 ボーナス加算（出荷契約加算金） 出荷例・契約数量算定のポイント

<【出荷例】 出荷契約数量100袋の場合 >



※出荷数が契約対比89%以下のため、ボーナス（加算金）の支払対象外

ポイント

多すぎる数量での出荷契約、少なすぎる数量での

出荷契約はどちらもお得になりません。確実に出荷が出来る適正な

数量をご検討ください

* 出荷実績が契約対比90%を切ると出荷した全量がボーナスの対象になりません！

* 出荷契約忘れにご注意ください！！



お問い合わせは

J A兵庫西 営農経済部 079-281-5711

姫路営農生活センター	079-261-4551	神飾営農生活センター	0790-22-5005
揖龍営農生活センター	0791-66-3111	しろう営農生活センター	0790-62-6617
西播磨営農生活センター	0791-52-2224	佐用営農生活センター	0790-82-2731